

伝統耐震診断法による補強プランを作成された方に 木造住宅の耐震改修費用を補助します！

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、
伝統耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された
住宅について、耐震改修に要する費用の一部を補助す
る制度です。



●補助対象となる住宅●

補助の対象となる木造住宅は次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 3階建て以下の木造で、伝統的構法により建てられ自ら居住するために所有する
一戸建て住宅
(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの)
- (2) 敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業による伝統耐震診断の結果、評価指数が30を超える
ものと判定された住宅
- (3) 過去にこの事業の補助を受けて、耐震改修又は耐震シェルター設置を行っていない住宅

●申込できる方●

申込み出来る方は次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 上記の木造住宅の個人所有者で、当該住宅に居住する又は耐震改修後に居住を開始する方
- (2) 敦賀市税の滞納のない方
- (3) 国又は地方公共団体等の他の補助事業の補助金等の交付を受けていない方
ただし、補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。

住宅全体の耐震改修工事

[補助金額] **最大237.5万円(対象工事費の100%以内)**

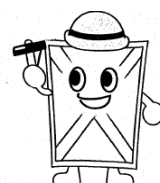
※令和7年度のみ

※対象工事費は設計、工事監理費及び消費税を除きます。

[対象となる改修工事]

改修後の住宅全体の診断評点が改修前の評点を上回り、かつ次の各号のすべてに該当するもの

- (1) 改修後の診断評点を1.0以上又はこれと同等以上とするもの
- (2) 伝統耐震診断士等が補強計画を行ったもの
- (3) 耐震改修後に、補強効果確認のため、補強後に伝統耐震診断を行うもの。
- (4) 伝統耐震診断士が改修後の耐震性能について、工事完了後に証明を行ったもの



補助対象となる工事

- 基礎の補強工事
- 耐力壁の新設及び改修工事
- 耐力壁の新設・改修に伴う建具工事や設備工事
- 評価指数改善のための屋根工事
- 水平工面の剛性を高める床面補強工事
- その他必要と認められる工事



補助対象とならない工事

- 耐震改修工事と関係のない内外装、建具、設備等のリフォーム工事
- 躯体以外の劣化度を改善する工事
- 改修箇所以外の防腐・防蟻工事、腐朽・蟻害部材の取替工事
- 仕上材等のグレードが著しく上がる工事
- 耐震改修工事と関係のない仮設工事
- 工事中の引越し、仮住まい等の費用

申込方法

敦賀市木造住宅耐震改修工事申請書を住宅政策課へ提出してください。

※申請書は、住宅政策課でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

受付期間

4月22日（火曜日）から受付開始※先着順
午前8時30分 ～ 午後5時15分
予算に達し次第受付終了



注意事項

- 耐震改修工事の請負契約の締結は、市から補助金交付決定通知書を受け取るまでは行わないでください。
- 改修工事は、令和8年2月28日までに完了していただく必要があります。
- 改修工事完了後に、完了実績報告書を提出していただく必要があります。

お問合せ先

敦賀市建設部住宅政策課 住宅政策係

敦賀市中央町2丁目1番1号（市役所3階）

電話番号 0770-22-8141

